

**介護予防・日常生活支援総合事業
通所型サービス（旧介護予防通所介護相当）重要事項説明書**

1. 事業者概要

事業者法人名	季節の華 株式会社
代表者名	代表取締役 吉識 順平
法人所在地	〒679-2214 兵庫県神崎郡福崎町福崎新 365
電話番号	0790-23-0007
FAX 番号	0790-23-0070
設立年月日	平成 23 年 6 月 2 日

2. 事業所の概要

事業所名称	愛の里第 2 デイサービスセンター
サービスの種類	通所型サービス（旧介護予防通所介護相当）
所在地	兵庫県神崎郡福崎町福崎新 365
事業所番号	2873401034
電話番号	0790-23-0007
指定年月日	平成 23 年 12 月 1 日
サービス提供地域	神崎郡内・加西市・姫路市

3. 事業所の職員体制等

職員体制	1. 管理者	1 名
	2. 生活相談員	1 名以上
	3. 看護職員	1 名以上
	4. 介護職員	4 名

4. 営業日及び営業時間

営業日	月・火・木・金・土（祝祭日を含む） 但し、1/1～1/3 は除く
営業時間	午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分
サービス提供時間	午前 9 時 15 分から午後 4 時 30 分 但し、必要に応じて時間延長もできる

5. 事業の目的及び運営方針

介護保険法等の法令に従い、サービス提供地域に居住する要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な通所型サービスを提供することを目的とし、ご利用者様の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な世話及び機能訓練を行い、お客様の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持ならびに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、ご利用者様の意思、人格を尊重し、常にご利用者様の立場にたったサービスの提供につとめます。

6. サービスの内容及び留意点

1. サービスの内容

下記のうち個別サービス計画に基づきサービスを提供いたします。

- ① 日常生活上の援助
- ② 健康状態のチェック
- ③ 機能訓練及びレクリエーションの提供
- ④ 入浴サービスの提供
- ⑤ 食事サービスの提供
- ⑥ 送迎サービスの提供

2. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の状況を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスを受けるようしてください
- ② 施設内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください
- ③ 欠席される場合は当日の朝までにご連絡ください
- ④ ご利用者間での金銭及び物品の貸し借り、授受はトラブルになりますのでご遠慮ください

3. サービスの終了

- ① お客様の都合でサービスを終了する場合サービスの終了を希望する日の1週間前までにお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。
- ③ 以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。
 - ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護状態区分等が、非該当（自立）と認定された場合
 - ・ お客様が亡くなられた場合

7. サービス利用料金

指定介護予防通所介護サービス利用料金表（1月あたり） 単位（円）

要支援状態区分		要支援度	
		1	2
支援サービス費		17,980	36,210
加 算	介護職員処遇改善加算	ご利用料金の 4.3%	
	介護職員等ベースアップ等支援加算	ご利用料金の 1.1%	
	若年性認知症利用者受入加算	2,400 円	
	運動器機能向上加算	2,250 円	
	口腔機能向上加算	1,500 円	
	科学的介護推進体加算	400 円（月 1 回）	
減 算	送迎減算	－470 円	
食事代（おやつ代・レク代含む）＜全額自己負担＞		昼食代 600 円	合計 800 円
		コーヒー代 200 円	
自己負担額（ご利用額合計の 1 割、2 割、3 割×4.3%+食事代）			

8. 秘密の保持

- ① 事業者およびその従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業者およびその従業者は、利用者及びそのご家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、個人情報を用いません。

9. 記録の保管

サービス提供に関する記録については、5 年間保存することし、利用者及び家族に限り、記録の閲覧、また記録の複写の交付を受けることができます。

10. 緊急時の対応

サービス提供の提供中に意識不明、血圧低下等容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、速やかに主治医、救急隊、ご家族、支援専門員に連絡いたします。

医療機関		
主治医		
電話番号		
ご家族（続柄）	氏名	()
	住所	
	電話番号	
主治医に連絡する場合の打合せ事項		

11. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、お客様に応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかにお客様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業所に連絡を行います。

また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

なお、当事業所の介護サービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその責任を賠償いたします。

12. サービスに関する相談・苦情窓口

事業所相談窓口	担 当 : 管理者または生活相談員 電話番号 : 0790-23-0007 受付時間 : 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 30 分
兵庫県国民健康保険 団体連合会窓口	電話番号 : 078-332-5617 受付時間 : 午前 9 時 ~ 午後 5 時 15 分 (土曜日、日曜日、祭日を除く)
福崎町役場	電話番号 : 0790-22-0560 受付時間 : 午前 9 時 ~ 午後 5 時 15 分 (土曜日、日曜日、祭日を除く)

13.身体拘束の適正化

当事業所は、利用者の生命・身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないよう努める。

14. 感染症の予防及びまん延の防止のための対応

当事業所は、感染症発生時の業務継続ガイドラインに基づき、下記の体制を整備する。

- ① 感染症対策委員会の実施
- ② 感染症に係る指針の整備
- ③ 感染症に係る研修の実施
- ④ 感染症を想定した訓練の実施

15.虐待の発生又は再発を防止するための対応

当事業所は、虐待防止マニュアルの基づき、下記の体制を整備する。

- ① 虐待防止委員会の実施
- ② 虐待防止のための指針の策定
- ③ 虐待防止のための従業者に対する研修の実施
- ④ 虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者の設置と対応

16.災害発生時の対応

当事業所は災害発生時において、サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

令和 年 月 日

事業者は利用者へのサービス提供開始にあたり、利用者に対して重要な事項の説明をしました。

事業者 所在地 〒679-2214

神崎郡福崎町福崎新 365

名 称 愛の里第2デイサービスセンター

代表者 代表取締役 吉識 順平 (印)

説明者

氏名

私は、事業者から上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

契約者 住 所

氏 名

代理人 住 所

(代筆者) 氏 名